(書式1-2-2-3)

特定の金融資産を複数の相続人に金額を明示して相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第 1	条	遺言者は	、遺言者	皆の有す	る預貯の	金から	、金〇	○万円を	遺言者の	の長男〇〇
		○○ (昭和	100年(0月0	〇日生)	に、	金〇〇	万円を遺	量言者の 二	二男〇〇〇
		〇 (昭和〇	○年○()月()	日生)(こそれ・	ぞれ相対	続させ、	残額全一	てを遺言者
		の妻〇〇〇	〇(昭和	100年	-〇〇月(00日	生) に	相続させ	ける。	

- 第2条 遺言者は、次の財産を長男〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に相 続させる。
 - 1 ○○株式会社の株式のすべて
 - 2 前記1以外の株式、社債、国債及びその他の有価証券のすべて
- 第3条 遺言者は、第1条及び第2条記載の財産以外のその他の財産のすべてを 妻○○○に相続させる。
- 第4条 遺言者は、この遺言の執行者として妻○○○○を指定する。

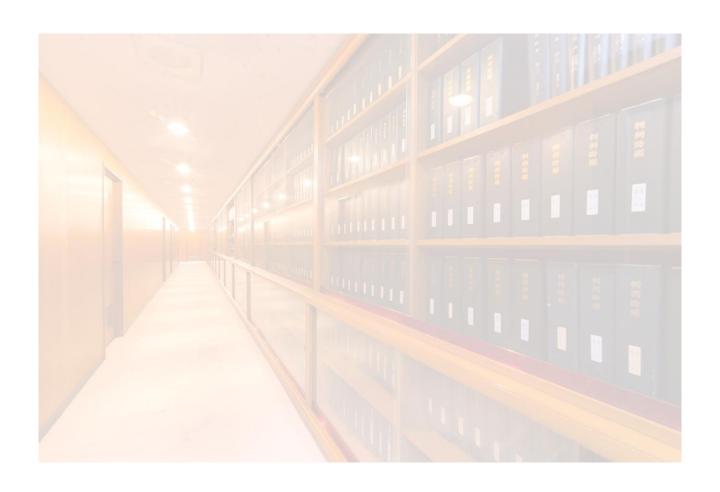
平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

遺言者 〇 〇 〇 印

解説

金融資産は、金融機関、預貯金の種類、口座番号、金額や会社名、株式数等 を具体的に特定して記載するのが本則である。その場合、遺言後の変動に対応 できるように注意を要し、第1条のように包括的に記載することもできる。



*遺言書の詳細は、https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/ をご覧下さい。 弁護士法人朝日中央綜合法律事務所